

第3章

史跡の価値の整理

第1節 史跡の価値の整理

寺家遺跡は、古代を中心とする祭祀遺跡で、古代から中世にかけての神祇信仰に関連する重要な成果が得られました。とくに、史跡指定地では、古代神社とその祭祀に関連する遺構・遺物が良好な状態で保存されており、史跡の価値の中心となっています。また、これまでの発掘調査で出土した祭祀遺物をはじめとする多彩な出土品も、史跡の価値を物語る重要な構成要素のひとつです。

これらの考古学的成果は、古代の気多神社関連の文献史料の記述と内容的にも年代的にも整合性が高く、この地域に古代から存在する気多神社に深く関わる遺跡と考えられます。また、地域における史跡の価値として、古墳群、シャコデ廃寺、気多神社等の周辺関連遺跡群や文化財群との関係性を検証することにより、史跡と周辺地域の極めて長期にわたる祭祀・信仰を基軸とした地域史を構築できる点が挙げられます。このことは、今後の保存と活用を展望するにあたっての重要な価値と言えます。以下には、史跡と周辺地域の価値について項目ごとに整理します。

(1) 史跡の主要な価値

1. 史跡指定地の古代神祇信仰およびその祭祀に伴う遺構と遺物

- ① 史跡北部の馬蹄状の窪地で発見された大型焼土遺構や土器集積遺構は、その特殊性から古代律令期の祭祀遺構と考えられます。このことは、この空間が寺家遺跡における古代祭祀場として設定され、機能していたことを示しており、律令期の神祇信仰に基づく祭祀行為の具体像を知るうえで重要な成果です。
- ② 史跡中央部で発見された8世紀前半の多様な祭祀遺物を伴う堅穴建物群は、祭祀に専門的に従事した人々の居住や生産活動の一端を示唆しており、その後の9世紀代の再編過程も含め、文献史料研究では把握することが困難な「神戸」集落や「神封」「封戸」の具体像に関する考古学的成果として重要な成果です。
- ③ 史跡中央部で発見された9世紀代の多様な祭祀遺物を伴う掘立柱建物群は、供伴する墨書土器から「宮厨」や「宮司館」といった古代神社関連の施設群とみられます。周辺には製塩・鍛冶・畠地などの生産域も伴っており、官社化された古代神社の中核部とその周辺の様子を総合的に復元することができる重要な成果です。
- ④ 遺跡から出土した、海獣葡萄鏡、素文鏡、銅鈴、鉄鐸、三彩陶器片等をはじめとする多種多様な祭祀遺物やガラス・製塩・鍛冶等の生産関係遺物は、地方における律令祭祀で使用された祭具の構成を知るうえでの重要資料であり、国内の古代祭祀遺跡でも一括性の高い資料群として重要です。なかでも、ガラス埴塼片は、地方では希少な出土事例であり、官営工房としての性格が濃厚なガラス工房の存在と遺跡への国家的な関与を示唆する資料として重要です。

- ⑤ 遺跡から出土した、「神」「奉」「宮」「司」「司館」「宮厨」等の神祇信仰とこれに関連する公的施設の存在を示唆する文字を含む多数の墨書土器群は、③④に述べた建物群および祭祀遺物と分布傾向が合致しており、出土地点周辺の建物群の性格を裏付ける重要な資料です。
- ⑥ 『延喜式』に記載のある地方有力神社に深く関わる祭祀遺跡のなかで、上記のような遺構・遺物群が総合的に確認され、その編成・変遷等について文献史料の成果や自然環境の変化の影響とともに考古学的に検証できる遺跡は、全国的にも他に例がなく重要です。

2. 古代気多神社関連文献史料との整合性

- ① 「六国史」等にみられる、古代気多神社への幣帛使や神階昇叙などの厚遇措置に関する記述は、史跡で発見された上記の遺構・遺物の内容との対比が可能で、考古学的成果を基にした年代との整合性も高く、寺家遺跡が古代の気多神社の諸活動を反映した内容を持つ遺跡とすることができます。

3. 自然環境等と史跡の関わり

- ① 史跡は、海岸砂丘列、海成段丘および台地地形、旧邑知潟の内水面が接する地理的要衝において成立した祭祀遺跡であり、その成立と地形的要素の関係について研究するうえで重要です。その成立背景には、古代の能登半島がおかれた歴史的環境が深く関わっており、古代の羽咋地域の位置づけを知るうえでも重要な遺跡とすることができます。
- ② 古代の神祇祭祀関連の遺構群が、海岸砂丘の内陸側裾部の緩やかな波状地形を利用して営まれていることが古代包含層の地形から明らかとなっており、その景観を推定復元することが可能です。
- ③ 土層観察から、古代・中世の遺構面が、それぞれ海岸からの風成砂による砂丘移動の影響を受けたことが判明しており、遺跡の成立・変遷・廃絶と自然現象の変化が密接に関わっていたことを示しています。

4. 史跡の地域史的価値

- ① 史跡と深く関わる気多神社が、古代から現在に至るまで存在し、古墳群や生産遺跡群などの関連遺跡群とともに広域な歴史的舞台を構成しています。これら相互の関係性を総合的に把握することで、この地域の極めて長期間にわたる祭祀・信仰の歴史を構築することが可能です。

(2) 史跡の副次的な価値

1. 史跡指定地の古代以外の遺構と遺物

- ① 史跡の包含層の最下部では縄文時代前期の土器が出土しており、縄文時代後期の土坑群も検出されています。これらは、海岸砂丘における縄文期の活動の痕跡を示すものとして重要であるとともに、砂丘列の発達と邑知潟の形成史を知るうえで重要です。
- ② 史跡北部では、弥生時代後期の竪穴建物が検出されており、弥生集落の存在が想定されます。出土した弥生土器等の遺物群とともに、史跡の前史を物語るものとして重要です。
- ③ 史跡中央部で出土した平安時代後期から中世にかけての遺構・遺物は、律令制による古代社会と律令祭祀が、中世的な様相へと変容する過程を考察するにあたり重要です。
- ④ 史跡中央部で発見された土塁・溝・館群による中世の方形郭遺構は、4つの郭が接続している状況が確認され、大規模な中世郭遺構の検出事例として重要です。また、この土塁が指定地内および指定地外にも展開することが確認されており、中世の遺構群の全体像を知るうえで重要であり、今後の調査・研究課題です。

2. 特徴的な植生

- ① 指定地内およびその周囲では、近世以降に防風・防砂林として植林されたクロマツが残存し、海岸砂丘の土地利用の地域史を物語っています。また、信仰の対象としても知られる常緑樹のタブノキも残されており、史跡の性格や地域史と関連する植生として重要です。

(3) 史跡に関連したその他の価値

1. 史跡指定地周辺の遺構と遺物

- ① 遺跡東部の沖積湿地帯にかけて広がる砂丘裾部には、史跡指定地と一体となる古代の遺構・遺物の包含層が広がることを確認されています。
- ② 遺跡東部の砂丘裾部にかけて検出された弥生時代の木製矢板を用いた大溝遺構は、砂丘とその後背沖積地を利用した土地利用の歴史を示すものとして重要です。
- ③ 遺跡南端部で確認された古墳時代末期の祭祀遺物を伴う竪穴建物は、邑知潟に面した砂丘地において、集落内祭祀を行う集落が存在したことを示すものとして重要です。
- ④ 指定地北部の祭祀場に北接する範囲では、多量の鉄滓が出土しており、製鉄に関わる生産集団の存在が想定されます。南部で確認される古代の製塩・鍛冶・畠地等の生産域が、北部にも展開したことを示唆する資料として重要です。

- ⑤ 遺跡南部で出土した9世紀代の木製椀荒型は、指定地外にも木地師など木工集団の生産域が分布することを示唆する資料として重要です。
- ⑥ 遺跡南東部の沖積湿地帯から出土した、平安時代後期の木製人形・檜扇などの木製祭祀具は、邑知潟に近接した立地において、水辺の祭祀が行われていたことを示唆する資料として重要です。
- ⑦ 遺跡北部では、平安時代後期から中世の遺構・遺物が中心となっており、同時期の砂丘移動の影響と遺跡内の遺構・遺物の変遷過程を知るうえで重要です。

2. 史跡と関連する重要遺跡および文化財群

- ① **滝古墳群**は、眉丈山丘陵先端部の滝崎に造営された、5世紀前半から6世紀末にかけての古墳群です。その主墳である**滝大塚古墳**は、日本海沿岸屈指の規模を持つ大型帆立貝型古墳として重要です。6世紀初頭の**滝3号墳**では、横穴式石室の導入とともに馬具等の優れた資料が出土しており、6世紀前半とみられる1・2・6号墳でも周溝・埴輪・葺石を備える円墳が現地保存されています。この被葬者一族は、祖先を祀る古墳祭祀のほか、海上交通と深く関わる在地神を司祭したとみられ、羽咋地域に5世紀前半から在地首長級氏族が存在したことを示す重要遺跡です。
- ② **柳田古墳群**は、眉丈山丘陵内部に造営された、6世紀代の古墳群です。なかでも**山伏山古墳**は、6世紀前半にいち早く横穴式石室が導入された前方後円墳として重要であり、馬具等をはじめとする多数の出土品があります。滝古墳群とともに、日本海交流によって、古墳造墓の先進的な技術や文化が、この地域に波及したことを示す遺跡として重要です。
- ③ **柳田古窯跡群**は、柳田古墳群の背後に作られた、5世紀後半から8世紀前半にかけての須恵器生産のための窯跡群です。能登でも最古の須恵器生産遺跡であり、前述の古墳群とともに、この地域への技術の波及を示す遺跡として重要です。
- ④ **柳田シャコデ遺跡**は、柳田古窯跡群での須恵器生産に深く関わる7世紀代の集落遺跡です。7世紀後葉には、いち早く掘立柱建物群が成立しており、柳田古窯跡群の窯業生産を背景に、周囲の環境において優位性を持った在地有力層の集落と推定される遺跡です。
- ⑤ **柳田シャコデ廃寺跡**は、史跡に対面する台地上に立地する、7世紀末から8世紀初頭に成立した古代白鳳寺院です。8・9世紀においては、寺家遺跡と併存し、その考古学的成果による画期設定に同時性がみられることから、史跡の価値と深く関わる遺跡です。シャコデ廃寺の存在は、寺家遺跡での神祇祭祀とともに仏教祭祀が併存していたことを示しており、古代の初期神仏習合を考察する上での最重要関連遺跡です。
- ⑥ **寺家海岸遺跡・滝・柴垣海岸遺跡群**は古代の製塩遺跡で、寺家遺跡の祭祀に使用する製塩も行ったと考えられます。このほかにも、眉丈山丘陵には須恵器窯、瓦窯、製塩、製鉄等の生産遺跡群が展開しており、寺家遺跡の祭祀と関わる多様な生産・供給体制が成立していたと考えられます。

- ⑦ **気多社僧坊群跡遺跡**は、中世気多神社の社僧坊群であり、これに従事する社僧や寺人の集落遺跡です。その位置については、現在も残る小字や『気多神社文書』に記載される寺坊・寺院名との対比が可能で、寺家町の町名の由来ともいえる遺跡であり、歴史地理学的な面からも地域史を検証することが可能な重要遺跡のひとつです。
- ⑧ **気多神社**は、古代からその名がみられる地方有力神社であり、『延喜式』では名神大社に列する古社として、現在も信仰を集めています。寺家遺跡と深く関わる神社として、極めて重要であり、その関係性の明瞭化は、史跡の価値に大きく関わる今後の課題といえます。
- ⑨ **その他の関連する文化財群**として、気多神社と所蔵文化財群、特殊神事、禁足地の社叢のほか、正覚院と所蔵文化財群、大穴持像石神社と地震石等の関連記念物、地域における伝承や風習・風俗等の民俗等が挙げられ、これらもまた史跡と関係する地域史を構築する上で重要です。

3. 史跡の置かれた歴史的社会的背景

- ① 能登半島は、東北および北方世界や大陸を中継する拠点として重視されており、羽咋地域は弥生時代以来、日本海沿岸流による文化や技術を受容してきました。寺家遺跡と周辺関連遺跡群の成立を考察するにあたり、能登半島および羽咋地域がおかれた地理的・歴史的環境とその社会的背景は必要な要素のひとつです。
- ② 律令国家による能登国および古代気多神社の重視政策は、当時の東北・北方政策や対渤海・新羅等の外交政策課題と関連するものと考えられます。とくに、能登を発着する渤海使との関係は、寺家遺跡で行われた祭祀の性格を考察するうえで重要な要素のひとつです。
- ③ 8世紀にみられる古代能登国の立国・越中併合・再立国の動向は、寺家遺跡やシャコデ廃寺にも影響を与えたと考えられ、寺家遺跡の性格を考察するうえで重要な要素のひとつです。

第2節 史跡の価値の構成要素

前節で述べた史跡の価値は、指定地における古代を中心とする祭祀遺跡としての「主要な価値」と、古代以外の時代の成果による「副次的な価値」をもとに構成されています。このほか、その価値に伴わない人工物などの要素も存在しています。

さらに、指定地外の周辺部にも、史跡と一体となる包含層が広がっており、関連する価値を構成しています。また、史跡と古代気多神社が深い関連性を持つことから、その周辺遺跡群や文化財群もまた構成要素とすることができます。以下には、その構成要素を項目ごとに記載します。

(1) 史跡寺家遺跡を構成する要素

1. 主要な価値を構成する要素

- ① 指定地内の古代（8・9世紀代）の遺構と遺物
- ② 上記を包含する包含層と旧砂丘地形
- ③ これまでの発掘調査による出土品と調査記録類

2. 副次的な価値を構成する要素

- ① 指定地内の古代以外の遺構と遺物（縄文～古墳・平安後期～中世）
- ② 上記を包含する包含層と旧砂丘地形
- ③ 近世以降の防風・防砂植林の歴史を残すクロマツ
- ④ 海岸砂丘地の常緑樹の植生を残すタブノキ

3. 上記以外の要素

- ① 人工物（宅地、工場、店舗、駐車場、畑作地、山林、市道、里道、電柱、のと里山海道、高架橋、地下埋設物等）
- ② 現代の人工的植生（クロマツの肥料木として植林されたニセアカシア等）

(2) 史跡寺家遺跡の周辺環境を構成する要素

1. 史跡指定地周辺の遺構と遺物

- ① 指定地周辺の寺家遺跡埋蔵文化財包蔵地における遺構と遺物（縄文～中世）
- ② 上記を包含する指定地と一体となる包含層及び旧砂丘地形

2. 史跡の周辺環境として重要な価値を構成する要素

- ① 関連遺跡（滝古墳群、柳田古墳群、柳田古窯跡群、柳田シャコデ遺跡、柳田シャコデ廃寺跡、寺家海岸遺跡、気多社僧坊群跡遺跡、一ノ宮遺跡）

- ② 関連社寺とその所蔵文化財（気多神社と所蔵文化財群、正覚院と所蔵文化財群、大穴持像石神社、大多毘神社）
- ③ 関連記念物（気多神社社叢、夫婦石、地震石、善正寺のシャコデ廃寺の塔心礎石）
- ④ 上記が立地する自然環境（海岸砂丘、海成段丘、シャコデ台地、眉丈山丘陵、旧邑知淵）

3. 史跡の周辺環境としてその他の価値を構成する要素

- ① 折口信夫関連文化財群（折口父子の墓、歌碑・句碑等）
- ② 眉丈山丘陵の自然環境と動植物（ホクリクサショウウオ生息地（県指定）および増殖池等）

4. 上記以外の要素

- ① 人工物（寺家工業団地・宅地・工場・店舗・田畑・山林・のと里山海道・国道・県道・市道・里道・水路・電柱・地下埋設物 等）
- ② 史跡に関連する社会基盤（羽咋市歴史民俗資料館、吉崎・次場弥生公園）
- ③ 史跡周辺の社会基盤（一ノ宮公民館、市立西北台小学校、眉丈台地自然緑地公園、滝港マリーナ、国立能登青少年交流の家）

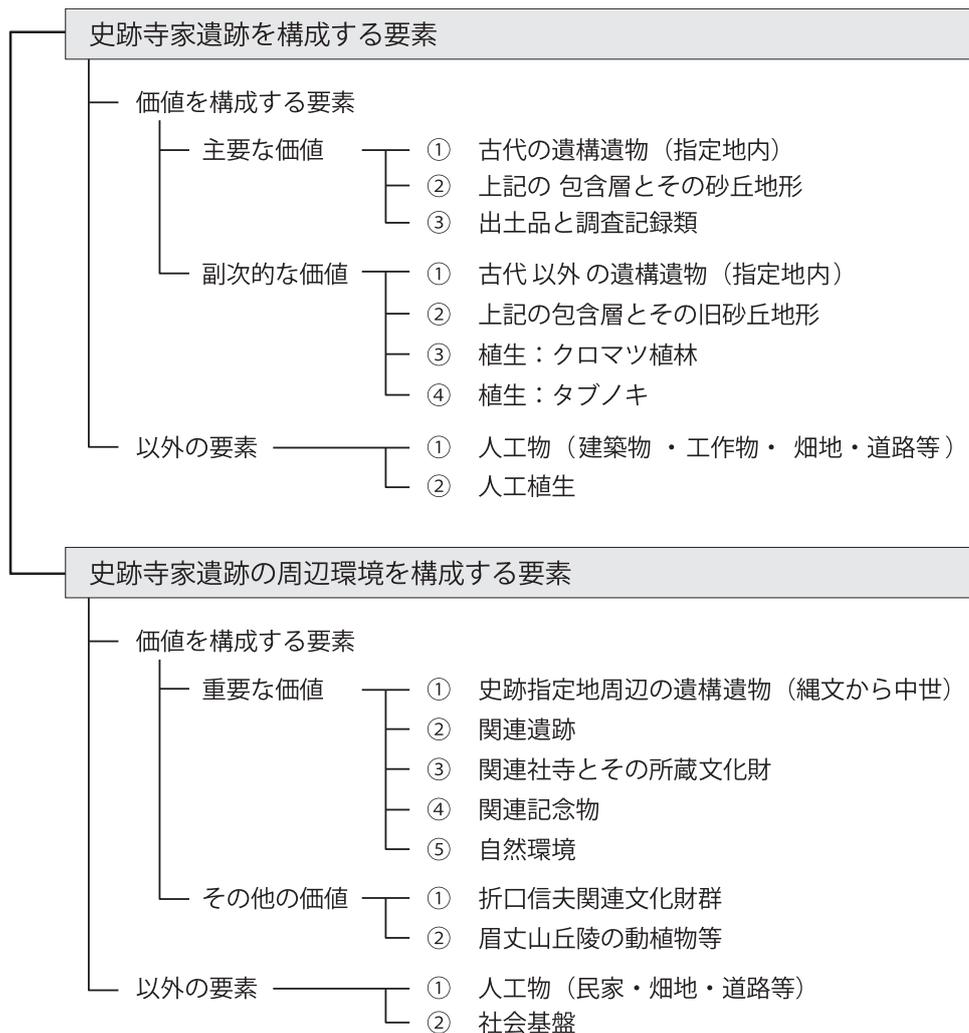


図3-1 史跡の構成要素と価値の関係図

第4章

史跡の保存と管理

第1節 基本方針

以上にみてきた史跡の価値の整理をふまえ、その価値の構成要素を適切に保存・管理していく必要があります。このための基本方針を以下の通りとします。

史跡の保存管理の基本方針

1. 史跡の価値を明確に把握するための調査研究

史跡の価値を明確化するための各種の調査研究を継続して進め、その成果をもとに各構成要素の保存と管理に反映させる。

2. 構成要素の整理を踏まえた区域設定と適切な保存管理の実施

指定地の現状を踏まえ、史跡を構成する諸要素の整理を踏まえた区域設定を行い、その保存と管理の方法を定める。

3. 現状を変更する行為等の明確化と取扱い基準の設定

予想される指定地内での現状変更や保存に影響を及ぼす行為等を整理し、これらに対する具体的な取扱い基準を示す。

4. 公有化による指定地の適切な保存

史跡の保存と活用を一体的に進めるための指定地の公有化（買い上げ）方針を定め、土地所有者の理解と協力のもと適切に実施する。

5. 周囲の歴史的環境の一体的な保全推進

寺家遺跡と周辺遺跡群を、地域の信仰と生活史を示す広域な歴史的舞台として位置付け、一体的な保存管理と調和のとれた景観・環境の維持をはかる。

第2節 指定地の保存管理のための地区区分と現状変更等の取扱い基準

史跡指定地内において、土地の現状を変更する行為を行う場合には、文化財保護法に基づき文化庁長官もしくは権限移譲を受けた羽咋市教育委員会への許可申請が必要となります。以下には、史跡指定地の保存管理のための地区区分と取扱い方針を示し、指定地内で予想される現状変更等についての具体的な取扱い基準を定めます（表 4-1、図 4-1）。

(1) 地区区分とその現況

【A－Ⅰ区】

史跡の価値の中核をなす遺構と遺物が良好な状態で保存されている範囲です。私有地では、宅地と工場の建築物、畑小屋や電柱等の工作物のほか、工場に伴う駐車場の利用状況があります。このほか、公有地では、地下埋設管が設置されています。これらの住民生活と利用状況に十分に配慮・調整しながら共存をはかり、史跡の保存管理を行う必要がある範囲です。

【A－Ⅱ区】

A－Ⅰ区と同様、史跡の価値の中核をなす遺構と遺物が良好に保存されている範囲です。宅地等の建築物はありませんが、のと里山海道が市道と立体交差する高架橋を支える橋脚が設置されています。工作物には畑小屋と電柱のほか、市道路線部では水道管も埋設されています。多くは畑作地と山林・荒蕪地となっており、私有地と公有地が多くを占め、そのほかは市道と里道となっています。畑作地については営農行為と共存しながら現状維持をはかり、史跡の保存管理を行う必要がある範囲です。

【B区】

未調査範囲が残されており、史跡の価値の中核をなす範囲として確定できない要素を残していますが、史跡を構成する遺構と遺物が良好な状態で保存されている範囲です。のと里山海道の管理のための資材置き場・畑作地・山林・荒蕪地等の利用状況があり、畑小屋などの工作物が設置されています。私有地と公有地がほとんどで、一部に市有地の里道があります。現状の畑作地については営農行為と共存しながら現状維持をはかり、史跡の保存と管理を行う必要がある範囲です。

(2) 現状変更の取扱い基準

史跡を現地に恒久的に保存し管理していくため、上記の地区区分をふまえ、建築物・工作物の新增改築や、道路等の補修、土木工事などの現状変更を伴う行為があった場合の取扱い基準を定める必要があります(表4-1、図4-1)。基本的には、史跡の保存と管理、もしくは今後の整備と活用に資するもの以外は認めない方針としますが、先述したとおり、現状の土地の利用状況に応じた住民生活との共存のための調整も必要です。このため、A－Ⅰ区の建築物の増改築等の行為については、住民生活との共存をはかる立場から、確認調査を実施するなどして地下の遺構に影響のない範囲で認める方針とします。

また、指定地内の既設の畑小屋については、営農行為とも共存しながら現状維持をはかる立場から、地下の遺構に影響がない範囲で認める方針とします。同様に、既設の水道等の埋設管、電柱、市道等についても、公共的な利益と共存すべき立場から、地下の遺構に影響がない範囲で認める方針とします。

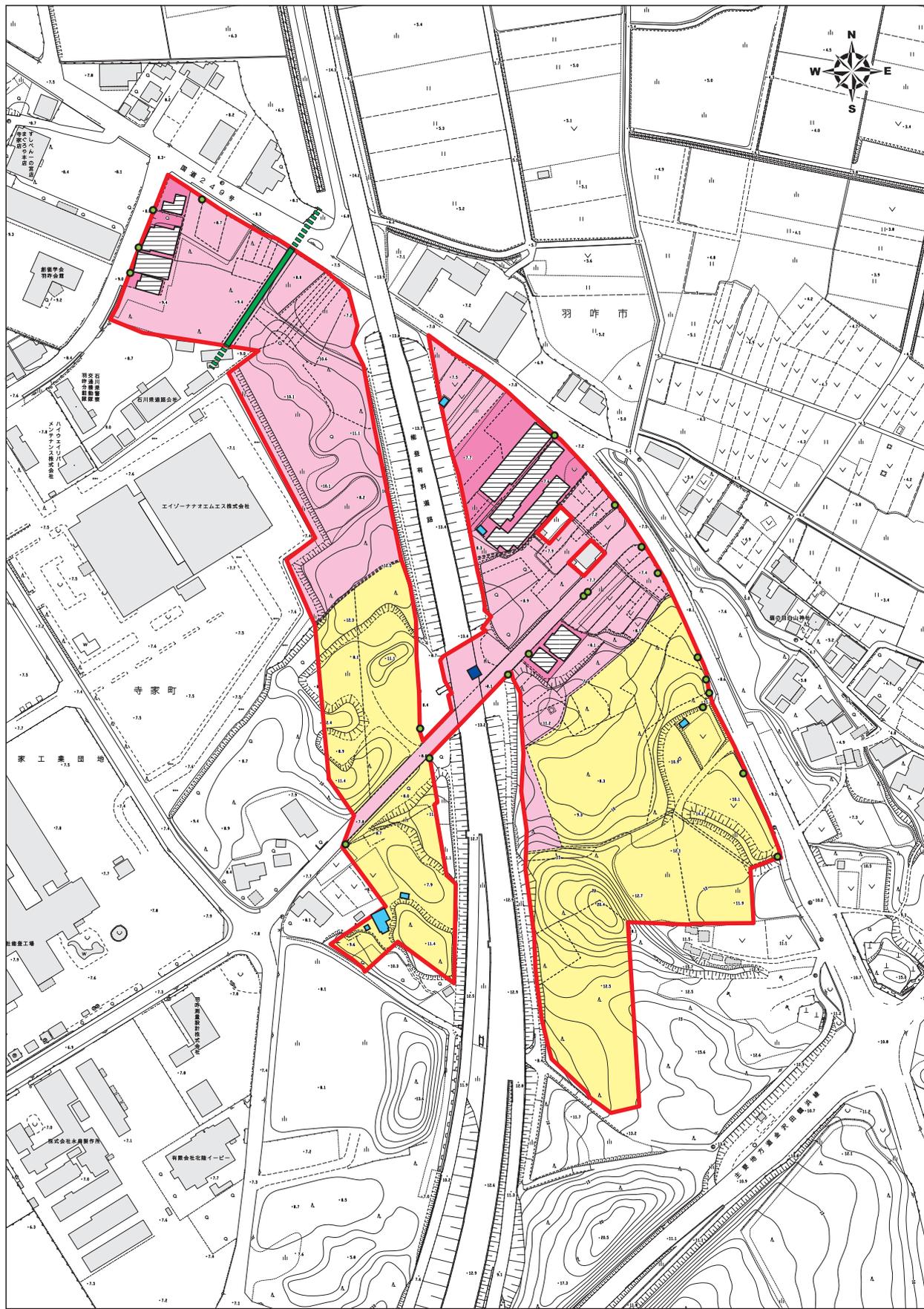
表4-1 史跡指定地の保存管理のための地区区分と現状変更等の取扱い基準一覧

		A-I区	A-II区	B区
重要性 遺存状況		史跡の中核をなす遺構と遺物が良好に保存されている範囲		史跡を構成する遺構と遺物が良好に保存されている範囲
現 況	建築物	宅地、工場	橋脚	—
	工作物	畑小屋、電柱等	畑小屋、電柱、埋設排水管等	畑小屋、電柱等
	道路等	駐車場	市道・里道	里道
	その他	—	畑、山林、荒蕪地	畑、山林、荒蕪地
所有状況		民有地	民有地、県有地、市有地	民有地、県有地、市有地
保存管理の 基本方針		住民生活との共存	現状維持（畑作については共存）	
現 状 変 更 の 内 容	建 築 物	新築	史跡の保存管理・整備活用に資するもの以外は認めない。	
		増築	確認調査を実施し、遺構に影響のない範囲で認める。 重要な発見があった場合は認めない場合がある。	—
		改築	既設のものに限り、遺構に影響のない既掘削範囲内で認める。	—
		除去	認める。	—
	工 作 物	新築	史跡の保存管理・整備活用に資するもの以外は認めない。 （※電柱・水道管増設は新築に該当するが、遺構に影響のない範囲で認める。）	
		増築	既設畑小屋等の掘削を伴わない簡易なものに限り認める。	
		改築	既設のものに限り、遺構に影響のない既掘削範囲内で認める。	
		除去	認める。	
	道 路 等	新設	史跡の保存管理・整備活用に資するもの以外は認めない。	
		拡幅	史跡の保存管理・整備活用に資するもの以外は認めない。	
		補修	維持管理の範囲および影響の軽微なものに限り認める。	
	そ の 他	土木 工事	原則として認めない。ただし、史跡の保存管理、整備活用、その他防災等の必要な場合に限り、遺構に影響のない範囲で認める。	
		地形の 変更	畑作等の日常的な活動は認める。これ以外の掘削、盛土、切土は、史跡の保存管理、整備活用、その他防災等の必要な場合に限り、遺構に影響のない範囲で認める。	
		木竹の 除去 植栽	枝打ち・剪定等の日常的な活動は認める。これ以外の伐採・植栽は、史跡の保存管理、整備活用、植生や景観の保護、防災等の必要な場合に限り、遺構に影響のない範囲で認める。	
		発掘 調査	史跡の保存管理、整備活用上、必要な場合に限り実施する。	
	公有化の方針		土地の所有者の要望等を踏まえ、計画的に公有化を推進する。	現状変更の制限により、所有者が現在の土地利用に支障をきたす場合には、公有化についての協議を行う。

すべての区域に共通する事項

現状変更等を行う場合は、「いしかわ景観総合条例」に基づいて、周囲の景観にも配慮することとする。

史跡指定地外の隣接地および埋蔵文化財包蔵地については、石川県教育委員会の「石川県における埋蔵文化財の取扱い基準」および「石川県埋蔵文化財発掘調査基準」に基づいて対応し、重要な遺構が確認された場合は現状保存をはかるよう協議を行う。



- | | | |
|--|---|--|
| A-I区 | 建築物 | 埋設排水管 |
| A-II区 | 工作物 | 橋脚 |
| B区 | 電柱 | 指定範囲 |

0 S=1/3000 100m

図4-1 史跡指定地の保存管理のための地区区分図

第3節 現状変更に伴う許可申請区分

史跡指定地において、土地の現状を変更する行為（土地の利用状況の変更や地形を改変する行為等）及び保存に影響を及ぼす行為（景観・環境等において将来にわたり支障を来す行為）を行う場合には、許可申請の不要な維持の措置や災害等の応急措置等の場合を除いて、以下のとおり、文化庁長官の許可あるいは権限委譲を受けた羽咋市教育委員会の許可を得る必要があります（表4-2、図4-2）。この手続きには時間を要するため、計画の早い段階で羽咋市教育委員会まで相談し、余裕をもって事前の協議・調整を行う必要があります（図4-3）。

また、指定地内の畑作地等において、従来土地利用状況を継続する日常的な営農や維持管理行為については、史跡の保存への影響が軽微であるものに限り許可申請は不要です。ただし畑作等については、史跡が位置する土層の深度に到達しない範囲での掘削にとどめることとします。

表4-2 現状変更等の許可申請区分

許可申請区分		行為の内容	想定される主な具体例
文化 庁 長 官	文化財保護法 第125条	下記以外の行為	<ul style="list-style-type: none"> 家屋・工場等の増改築、除去等 道路橋脚等の改修等（既掘削範囲内での実施に限る） 地形の改変を伴う掘削・盛土・切土等の行為 現状の景観に大きな影響を及ぼす行為
羽 咋 市 教 育 委 員 会	文化財保護法 施行令 第5条第4項	<ul style="list-style-type: none"> 3月以内の期間を限って設置される小規模建築物の新築・増改築・除去 工作物の設置、改修、除去 土地の形状の変更を伴わない道路の修繕 既設埋設物（水道管・暗渠排水管等）の改修、除去 木竹の伐採 史跡の管理に必要な設備等の設置、改修、除去 	<ul style="list-style-type: none"> 仮設プレハブ等の設置 電柱等の改修（既掘削範囲内での実施に限る） 既設排水管・水道管の修繕等（既掘削範囲内での実施に限る） 道路の舗装等の補修、オーバーレイ（掘削・盛土・切土等の行為を伴わないものに限る） 景観に大きく影響を与えない範囲の木竹の伐採
許 可 申 請 不 要	維持の措置 文化財保護法 第125条但し 書き	<ul style="list-style-type: none"> 史跡がき損、衰亡している場合の復旧、その拡大を防ぐ応急措置、復旧が困難な場合の除去 	<ul style="list-style-type: none"> 遺構が損壊した場合、もしくはその恐れのある場合の復旧・応急措置・危険除去等（当該箇所への盛土による保護や土のう設置等の養生等）
	非常災害のために必要な応急措置 文化財保護法 第125条但し 書き	<ul style="list-style-type: none"> 非常災害時、もしくはその発生が予測される場合に緊急的にとられる応急措置 	<ul style="list-style-type: none"> 土砂崩れ、倒壊した工作物等の除去 倒木、危険木等の伐採・除去
	保存に及ぼす影響が軽微である場合	<ul style="list-style-type: none"> 日常的な維持管理行為 	<ul style="list-style-type: none"> 畑作等の営農行為（ごみ穴等の深掘りは禁止） 資材等の仮置き 水路・側溝等の清掃管理 日常的な木竹の伐採・剪定・下草刈り 道路の維持管理に必要な補修・小修繕等

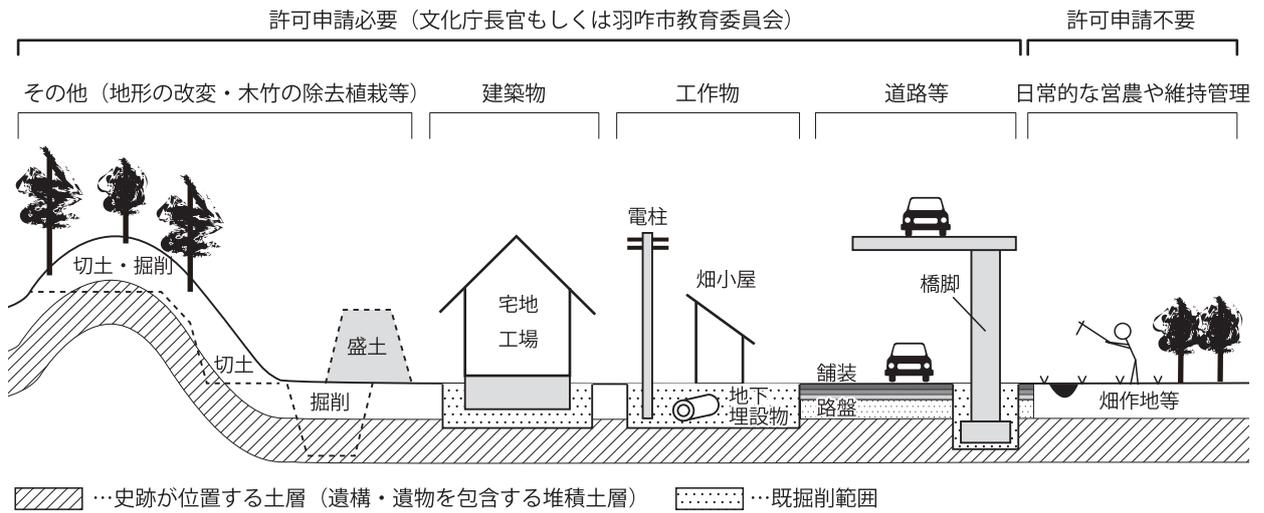


図4-2 現状変更等の許可申請区分の概念図

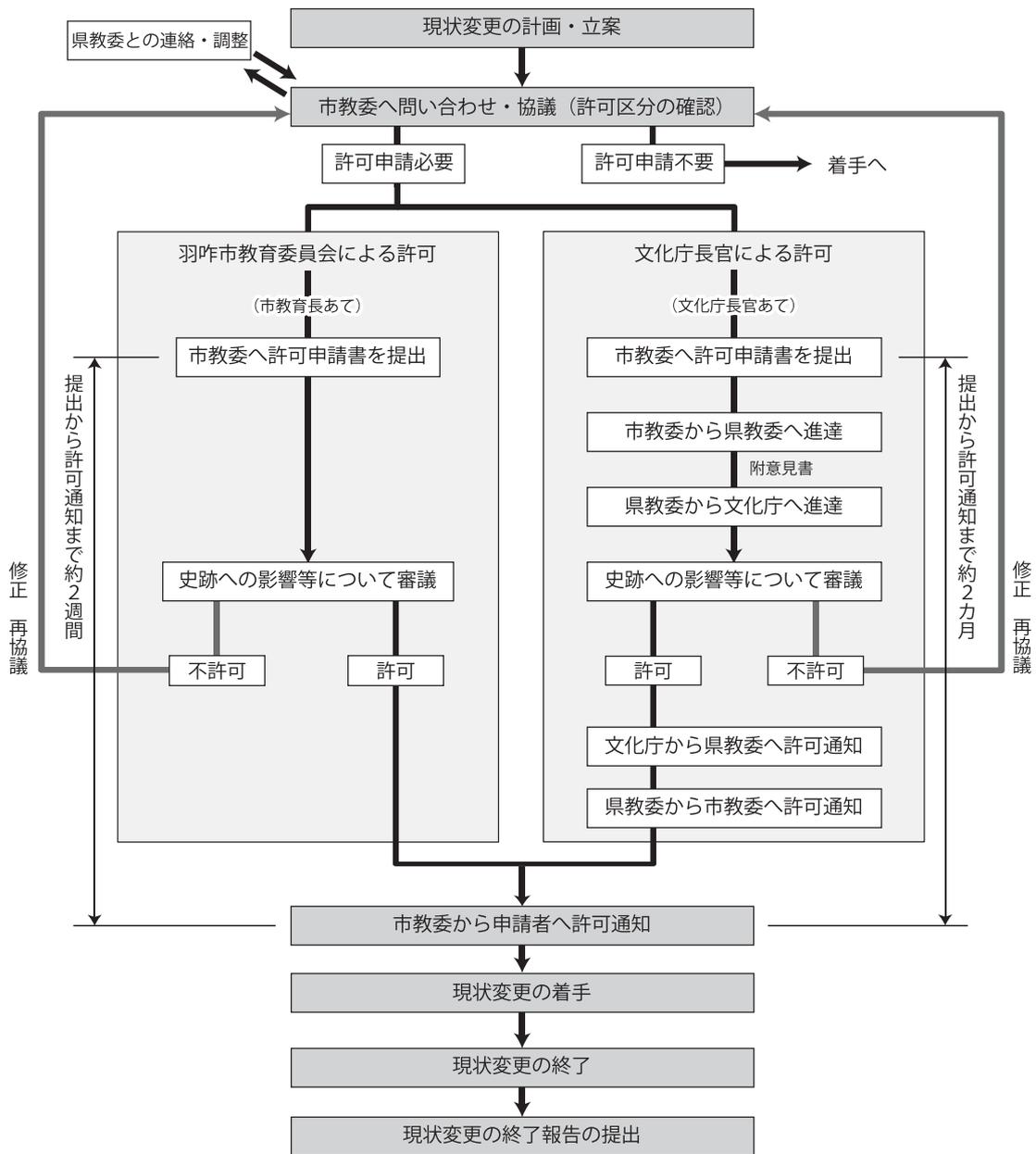


図4-3 現状変更に伴う許可申請手続きの流れ

第4節 指定地の公有化方針

史跡指定地の保存管理のための方法のひとつとして、羽咋市による土地の公有化（買い上げ）があります。土地の公有化は、指定地の全てに実施するのが望ましいですが、宅地、工場、畑作地等として利用されている範囲もあり、生活との共存をはかることも必要です。一方で、史跡の環境整備を行い、史跡の価値や魅力について、広く多くの市民に発信し、公開・活用していくことも必要です。

このため、今後の史跡の「保存管理」と「整備活用」の両者を効果的に実施するため、重要遺構が発見された中枢をなす範囲から段階的・計画的に公有化をすすめることとし、史跡の保存と活用を一体的に推進していきます。

ただし、史跡指定地全域には、本章の第2・3節にも述べたとおり、保存管理のための現状変更等の取扱い基準と、文化財保護法による土地の現状変更に対する制限がかけられていることから、宅地や工場等での住民生活や畑作地での耕作といった現状の土地利用等に著しい支障をきたす場合も想定されます。その際には、公有化についての協議を行い、土地所有者の理解と協力のもと、補償的措置としての買い上げを検討し、適切な公有化をはかります。

第5節 追加指定の方針

史跡指定地の内部には、史跡指定の同意が得られなかったことによる未指定地が残されています。史跡の保存管理を万全とするため、土地所有者の理解と同意を得て追加指定し、一体的な保存と管理をはかる必要があります。

また、指定地の周囲の寺家遺跡の埋蔵文化財包蔵地の範囲では、指定地と一体となる遺構・遺物の包含層が広がっています。この範囲において、土木工事等の計画があった場合には、可能な限り現地保存のための協議・調整を行い、必要に応じて「石川県における埋蔵文化財取扱い基準」に基づいて分布調査や発掘調査を実施します。

とくに、史跡指定地に接する隣接地では、史跡と一体となる重要遺構や遺物が発見される可能性が高いため、慎重な対応を行うとともに、重要遺構や遺物が発見された場合には、詳細な確認調査を実施してその範囲と性格を確定し、追加指定による保存をはかることとします。

第6節 出土品の保存・管理

（1）出土品の一括保存管理

これまでの寺家遺跡の発掘調査で出土した祭祀遺物をはじめとする様々な遺物も、史跡指定地とともにその価値を物語る重要な構成要素であり、その保存と管理が必要です。

とくに、石川県教育委員会が能登有料道路建設関連工事を契機に実施した第1次～第3次調査の出土品は、パンケースで約900箱の膨大な数となっています（表4-3）。このなかには、銅鏡などの金属製祭祀遺物をはじめとする優れた資料が含まれており、その調査主体である石川県が

表4-3 寺家遺跡出土品の所蔵・保管状況

石川県 所蔵資料（第1次～第3次調査、第11次調査）

資料	数量	保管状況
土器等の出土資料	約 870 箱	石川県埋蔵文化財センター収蔵庫で保管
祭祀遺物優品群（金属・木製品等） および墨書土器群	約 30 箱	石川県埋蔵文化財センター特別収蔵庫で保管 （一部は借用し羽咋市歴史民俗資料館常設展示で展示）

羽咋市 所蔵資料（第4次～第19次調査）

資料	数量	保管状況
土器等の出土資料	約 250 箱	文化財室分室収蔵庫で保管
祭祀遺物優品群（金属製品等） および墨書土器群	約 3 箱	羽咋市歴史民俗資料館特別収蔵庫で保管 （一部は羽咋市歴史民俗資料館常設展示で展示）

所蔵・保管しています。このほか、羽咋市教育委員会が実施した第4次～第19次調査の出土品は約250箱におよび、羽咋市が所蔵・保管しています。

寺家遺跡出土品は、調査を実施した機関が異なることにより、県と市で分散して所蔵・保管している状況です。このため、史跡が所在する羽咋市において、今後の保存・管理、調査・研究、展示・公開、教育・普及を一体的に推進していくにあたり、大きな課題となっています。したがって、石川県所蔵資料については、史跡が所在する本市で全資料を受け入れ、羽咋市所蔵資料とともに一括して保存・管理し、今後の整備等において公開・活用をはかる必要があります。

（2）今後の保存と管理の進め方

以上に述べた所蔵・保管状況と課題から、寺家遺跡出土品の羽咋市での一括管理に向けて、以下のように実施し、今後の保存と活用をはかります。

1. 本計画において、羽咋市が石川県所蔵資料を受け入れ、一括で保存管理し、公開活用することを基本方針として明示する。
2. 受け入れ体制の環境整備として、収蔵施設等のスペースの確保、重要資料の保存環境の整備、防犯・防災・防火体制等の再確認を行う。
3. 以上をもとに石川県へ譲与申請を行い、羽咋市において受け入れ、一括保存管理する。
4. 羽咋市への譲与後、すみやかに目録作成と状態等の把握を行い、必要な資料には保存処理等の措置をとるとともに、市指定有形文化財への指定を検討する。
5. 県指定有形文化財、国指定重要文化財の指定による保存をめざして、出土品の再整理事業による価値の明瞭化を推進し、その価値の普及のための出土品図録作成等のほか、特別展等の開催による展示・公開事業を実施し、継続的な価値の整理と普及を推進する。

第7節 史跡と周辺環境の一体的な保全の推進

(1) 関連法令による保存管理

史跡の価値は、第3章でも述べたように、寺家遺跡と周辺関連遺跡群・文化財群との関連性において位置付けられます。したがって、指定地内の「史跡の価値を構成する要素（主要な価値および副次的な価値）」の保存管理とともに、指定地外の「史跡の周辺環境を構成する要素」が展開する周辺環境についても広域な保存をはかる必要があります。

史跡指定地では、文化財保護法第125条による現状変更等の制限があり、土地の現状を変更する行為が計画された場合には、本章第2節・第3節で設定した取扱い基準と許可申請区分を適切に運用することにより、その保存管理を行います。

指定地外の寺家遺跡の周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲については、第5節に述べたとおり、追加指定の可能性も含めて慎重に対応します。このほか、周囲に分布する関連遺跡群の埋蔵文化財包蔵地において、民間・公共による土木工事等が計画された場合には、文化財保護法第93条・第94条による埋蔵文化財の保存のための取扱いと必要な手続きを行います。この取扱いについては、史跡の価値に関わる重要遺跡であるとの認識から、「石川県における埋蔵文化財取扱い基準」にもとづいて、可能な限り現状保存に向けた慎重な調整を行います。そして、必要に応じて性格把握のための確認調査等を実施し、重要な成果が得られた場合には、市の史跡指定等による保存管理を検討するとともに、将来の県指定・国指定も考慮した取扱いを行います。

このほか、指定地外での取扱いとして、国道249号の安全帯の拡幅や改修、のと里山海道の車線拡幅工事等が計画された場合には、その工事内容が、隣接する史跡指定地の保存に影響を及ぼさないよう、十分な配慮と事前協議が必要です。

表4-4 史跡とその周辺環境の保存に関する関連法令

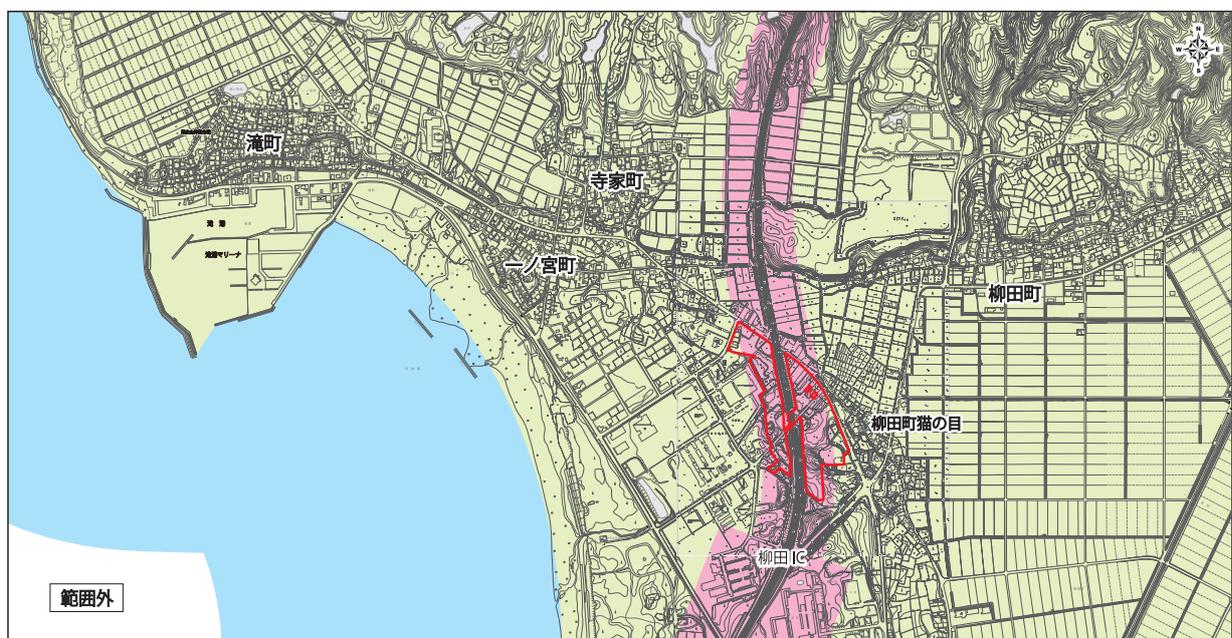
構成要素	対象範囲	関連法令による保存管理と景観保全
史跡の価値を構成する要素	史跡指定地 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin: 5px;">主要な価値</div> + <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin: 5px;">副次的価値</div>	<ul style="list-style-type: none"> 文化財保護法第125条、現状変更等の取扱い基準による保存と管理 石川景観計画（いしかわ景観総合条例）を活用した景観保全（指定地の大部分が「特別地域」に該当）
史跡の周辺環境を構成する要素	史跡指定地以外の寺家遺跡の埋蔵文化財包蔵地	<ul style="list-style-type: none"> 文化財保護法第93・94条、場合によっては第125条相当の取扱いによる保存（追加指定の場合） 石川景観計画（いしかわ景観総合条例）を活用した景観保全（一部が「特別地域」、その他が「景観形成重要地域」に該当）
	関連遺跡群・文化財群が分布する範囲	<ul style="list-style-type: none"> 文化財保護法第93・94条の取り扱いによる埋蔵文化財の現状保存のための調整 その他、文化財保護法・縣市文化財保護条例等に基づいた建造物、記念物等の文化財群の保存 石川景観計画（いしかわ景観総合条例）を活用した景観保全（全部が「景観形成重要地域」に該当）

(2) 周辺環境の景観保全

石川県では、「いしかわ景観総合条例」（平成21年施行）を定め、のと里山海道沿道の長く連なる砂丘と海岸線や山並み景観が楽しめる景観の保全を目的として「石川景観計画」を策定しています。本市では、これをふまえて「羽咋市景観形成ガイドライン」を定めており（平成21年）、本市の各地区の特性に合わせた景観保全のための取扱い書が作成されています。

この石川景観計画では、のと里山海道を中心とした眺望や景観等の保全のため、その路線の両側に「景観形成重要地域」と「特別地域」を設定しています。この該当地では、建築物の建設、開発行為、屋外広告物の設置等について、景観に配慮した高さや色彩等の基準を設けており、これらの実施には届け出が必要となっています（図4-4、図4-5）。

史跡周辺の柳田町・寺家町・一ノ宮町・滝町一帯は、この計画の「景観形成重要地域」「特別地域」に該当しており、これを順守した適切な景観保全を行う必要があります。この制度を適切に活用し、史跡とその周辺の広域な歴史的環境の調和のとれた景観保全にも努める必要があります。



	史跡指定範囲	
	景観形成重要地域（陸）	道路境界線より両側2 km(海側へは汀線まで)
	景観形成重要地域（海）	海域については汀線より1 km
	特別地域	柳田インターチェンジ以南は道路境界線より両側 200m 柳田インターチェンジ以北は道路境界線より両側 100m

※道路境界=のと里山海道

図4-4 史跡周辺の石川景観計画の区域設定図

各種地域指定による建築物等の基準の内容(主なもの)

景観形成重要地域や眺望景観保全地域等における建築物や工作物の新築等については、「位置・規模」「形態・意匠」「色彩」「材料」など、開発行為については、「盛土・切土」「のり面」などの項目で景観形成に関する基準を定めています。

大規模な建築物等の景観形成基準のイメージ

屋外設備
外壁や屋上の設備は露出しないように努め、色彩など建物と一体化する



屋根
勾配屋根とするなど周囲と調和のとれた形態とする

壁面
長大な壁面はできるだけ避け周囲に圧迫感を与えない

屋外付帯施設
屋外階段、ベランダ等は本体と一体化する等、まとまりのある形態とする



敷地内の緑
できるだけ緑化に努め、生け垣等を設けて植栽する

材料
周辺景観と調和した材料を使用する

色彩
落ち着いた色調を基調とし、周辺環境に調和させる(色彩の基準を参照)

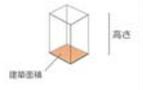


位置・規模
海山や周辺の街並みとの調和に配慮する
セットバックなどによりゆとりと潤いのある空間を創出する



届出が必要な行為
それぞれの地域に応じて、以下の規模に該当する建築物や工作物の新築・増改築等や、開発行為を行う場合は届出が必要となります。

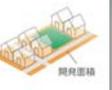
区 域	届出対象			開発行為 開発面積
	建築物の建築等 建築面積	建築物の建築等 高さ	工作物の建設等 高さ	
景観計画区域	1,000m ² 超	13m 超	13m 超	10,000m ² 超
景観形成重要地域または眺望景観保全地域	500m ² 超			
特別地域	200m ² 超	10m 超	10m 超	3,000m ² 超
景観形成重点地区(春蘭の里地区)	10m ² 超		1.5m 超	300m ² 超



建築面積
高さ



高さ



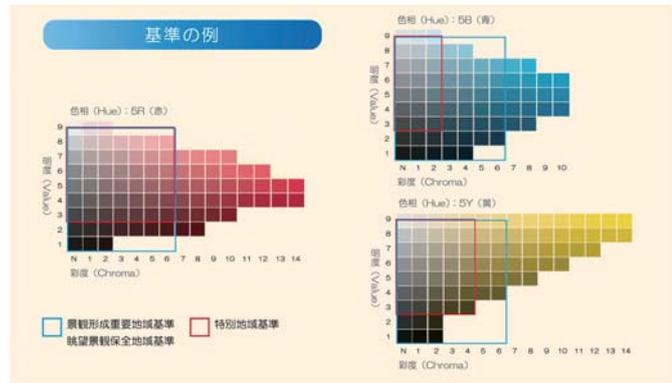
開発面積

色彩の基準

次に示す地域における建築物等の色彩は、マンセル値*を用い、表の範囲とします。

	色相(色あい)	明度(明るさ)	彩度(鮮やかさ)
景観形成重要地域	全色相	8.5以下 明るすぎない	6以下 鮮やかすぎない
眺望景観保全地域	0.1R~5Y	3~8.5 明るすぎない 暗すぎない	6以下 鮮やかすぎない
特別地域	5.1Y~10Y		4以下 鮮やかすぎない
	その他		2以下 鮮やかすぎない

*マンセル値とは、国際的な色彩の尺度である「マンセル表色系」の3つの属性である「色相(色あい)」「明度(明るさ)」「彩度(鮮やかさ)」を組み合わせて表記する記号です。
例：■色相5R、明度5、彩度10



石川県景観計画にもとづく届出手順

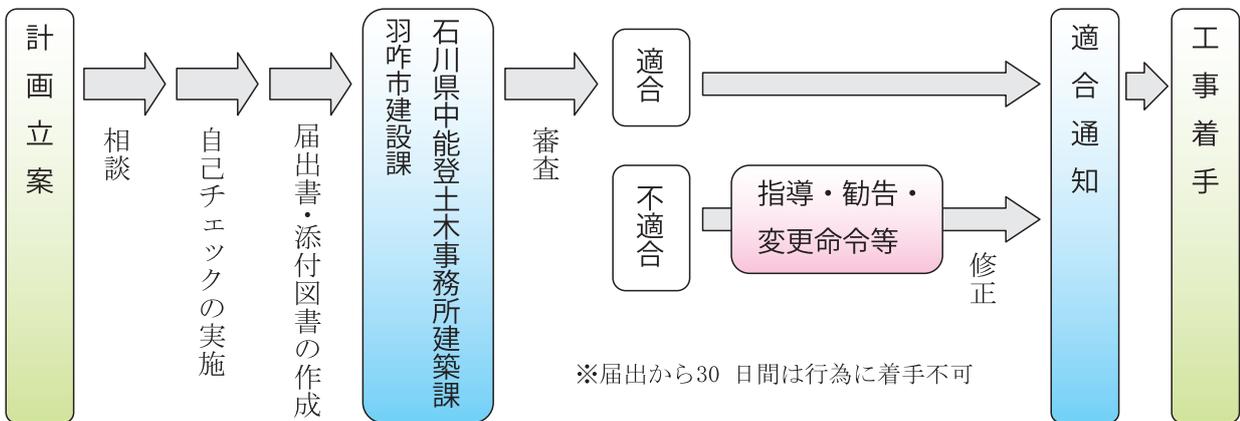


図4-5 石川景観計画の取扱い基準と届出手順